くにとみ
男女共同参画計画

第３次国富町男女共同参画計画

〈女性活躍推進計画〉　〈ＤＶ防止基本計画〉

宮崎県　国富町

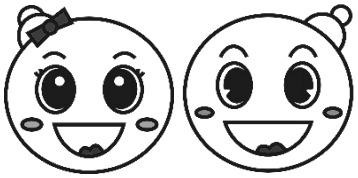

目　　　　　　　次

第１章　計画の策定にあたって

１　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
２　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
３　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
４　計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
５　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
６　計画の指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
７　計画の推進主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
８　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第３章　計画の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の基盤づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
基本目標Ⅱ　男女共同参画社会の環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
基本目標Ⅲ　誰もが安心して暮らせる社会づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

第４章　計画の推進体制

１　庁内推進体制の充実・強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
２　国・県・関係機関との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
３　町民・事業所・各種活動団体との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

参考資料

・　男女共同参画社会基本法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
・　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・・　31
・　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律　・・・・・・・・・・・・　41
・　国富町男女共同参画計画策定協議会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・　53
・　国富町男女共同参画計画策定協議会委員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54

第１章　計画の策定にあたって

１　策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成１１年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画計画に基づく取組が推進されてきました。

本町においても、平成１７年度に第１次国富町男女共同参画計画、平成２４年度に第２次計画を策定し、官民一体となって男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

しかしながら、依然として社会や人々の意識の中に固定的な性別役割分担意識※が根強く残っており、政策・方針決定の場への女性の参画や男性の家庭や地域での活動において男女平等が十分に実現しているとはいえません。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、配偶者からの暴力や性暴力の増加・深刻化や、女性の雇用・所得における格差問題等、様々な課題が浮き彫りとなるかたちとなり、改めて男女共同参画に取り組む重要性を認識させることになりました。

町では第６次国富町総合計画の中で「まちづくりの政策目標」として、「人権尊重の地域社会づくり」をテーマに男女共同参画の実現に向けた施策の方向性を示しています。今回、現行の計画期間満了に伴い、計画を見直し、これまでの取組を継承するとともに、性別や年齢、国籍、性的指向※、性自認（性同一性）の枠を超えた、多様性に富んだ活力のある社会の実現に向け、男女共同参画社会実現の取組が一層前進することを目的に新しい計画を策定します。

また、今回の計画には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に規定する「市町村推進計画」や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※に規定する「市町村基本計画」を盛り込み、あらゆる暴力の根絶、被害者支援に取り組むとともに、本町における女性の職業生活における活躍の推進に取り組みます。

※固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※性的指向：性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる社会の実現を目指し、以下７つの理念に基づいて男女共同参画を推進します。

⑴　全ての人が性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど、個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
⑵　性別等による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
⑶　性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
⑷　家族を構成する全ての人が、相互の協力と社会の支援の下、子育てや介護その他の家庭生活及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
⑸　全ての人が性別等に関する理解を深め、生涯にわたり安全かつ健康な生活を送ることができること。
⑹　学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育について、全ての人に生涯にわたる男女共同参画に関する教育及び学習の機会が確保されること。
⑺　国際社会における取組と密接な関係があることから、国際理解及び国際協力の理念の下に配慮すること。

２　基本目標

男女共同参画社会の形成を目指し、次の３つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

Ⅰ　男女共同参画社会の基盤づくり

Ⅱ　男女共同参画社会の環境づくり

Ⅲ　誰もが安心して暮らせる社会づくり

３　計画の性格

⑴　この計画は、国が策定した「第５次男女共同参画基本計画」及び県が策定した「第３次みやざき男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえ、第６次国富町総合計画との整合性を保ちながら男女共同参画社会の実現を目指した国富町の基本計画とするものです。

⑵　この計画は、町民とのパートナーシップのもと、理解・協力・参画を得ながら、町民と行政が連携して取り組むための指針とするものです。

⑶　男女共同参画社会形成の促進に関する施策は、広範多岐にわたっており、様々な行政機関との整合性を図りながら、効果的に推進していくための方向性を示すものです。

４　計画の位置づけ

⑴　市町村男女共同参画計画としての位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第１４条第３項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものです。

⑵　国富町女性活躍推進計画としての位置づけ

本計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第６条第２項の「市町村推進計画」として位置付けるものです。

⑶　国富町ＤＶ対策基本計画としての位置づけ

本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）第２条の３第３項の「市町村基本計画」として位置付けるものです。

⑷　法令及び関連計画との整合性

本計画は、国の「第５次男女共同参画基本計画」及び県の「第３次みやざき男女共同参画計画」、町の「第６次国富町総合計画」との整合性を図っています。

５　計画の期間

計画期間は、令和４年度から令和１３年度の１０年間とします。

ただし、国富町を取り巻く社会情勢の変化や女性の社会参画環境の変化等に適宜対応し、施策を効果的に進めるために必要に応じて計画の見直し、改訂を行います。

６　計画の指標

この計画は、県が「みやざき男女共同参画プラン」で示す数値目標の達成を目指すとともに、町が策定する「特定事業主行動計画※」の目標を指標とします。

７　計画の推進主体

⑴　行政の役割

■国や県等の関係機関をはじめ、町民、事業所、団体等との連携により、男女共同参画社会づくりを推進します。
■庁内各課が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を推進します。

◎町民・事業所・団体への啓発と男女共同参画推進団体への支援

⑵　事業所や団体に期待される役割

■事業所や団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築いていくための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を活かした取組が期待されます。

◎各事業所・団体の特性を活かして築く豊かな社会

⑶　町民に期待される役割

■日常生活の中で一人ひとりが問題意識を持つよう心がけることで、家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる分野で、お互いに責任を担い協力する意識の輪が広がることが期待されます。

◎あらゆる分野で理解・協力しあう一人ひとりの心がけ

※事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員を含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、⑴計画期間、⑵目標、⑶目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員１０１人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。国及び地方公共団体は、「国」・「地方公共団体」としての立場とともに「事業主」としての立場も有している。一般の事業主と区別するために、国・地方公共団体が事業主の立場にある場合を「特定事業主」という。

８　計画の体系

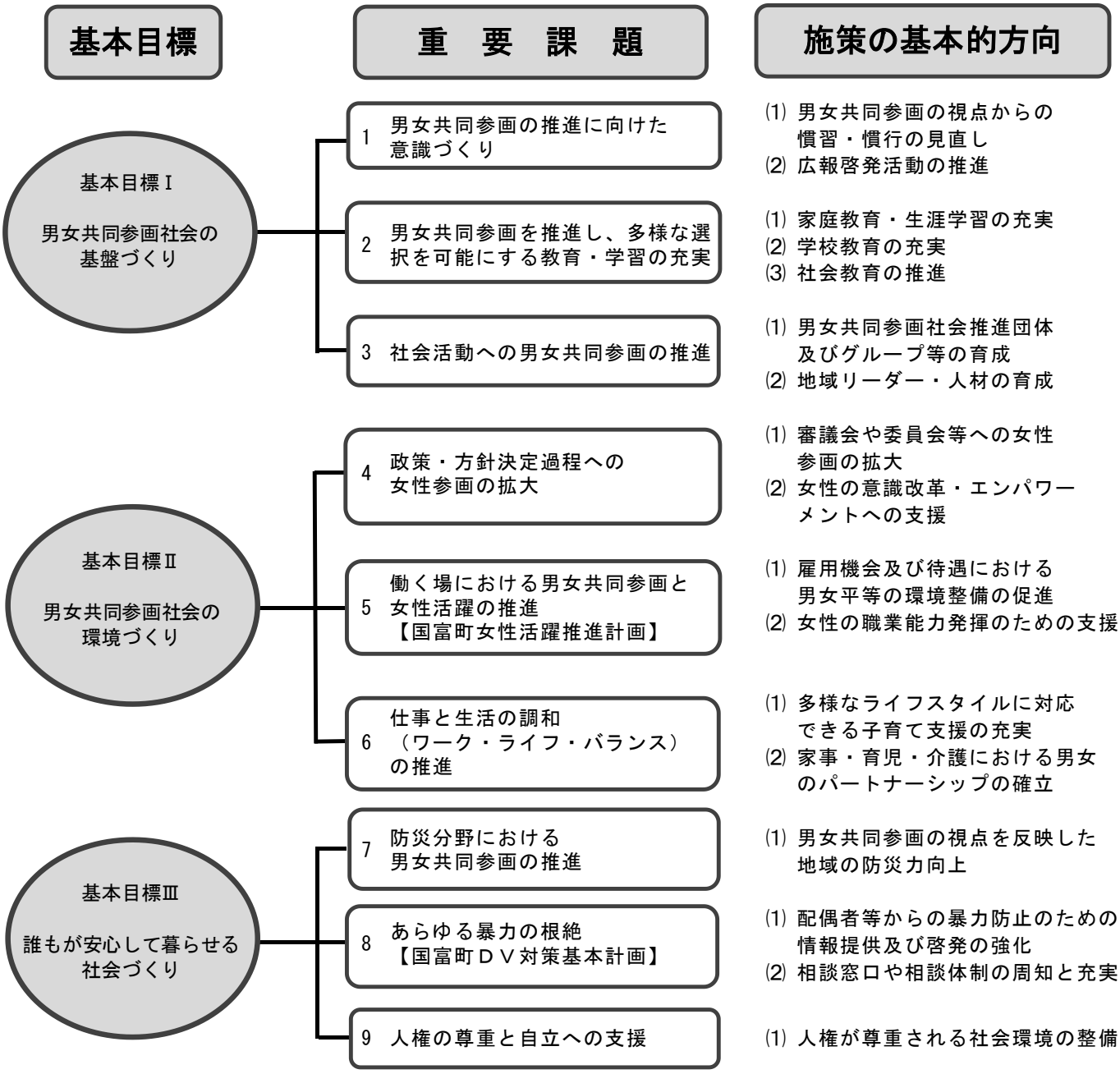
基本目標
重　要　課　題
施策の基本的方向
基本目標Ⅰ
男女共同参画社会の基盤づくり
1 男女共同参画の推進に向けた意識づくり
⑴ 男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し
⑵ 広報啓発活動の推進
2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
⑴ 家庭教育・生涯学習の充実
⑵ 学校教育の充実
⑶ 社会教育の推進
3 社会活動への男女共同参画の推進
⑴ 男女共同参画社会推進団体及びグループ等の育成
⑵ 地域リーダー・人材の育成
基本目標Ⅱ
男女共同参画社会の環境づくり
4 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
⑴ 審議会や委員会等への女性参画の拡大
⑵ 女性の意識改革・エンパワーメントへの支援
5 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進【国富町女性活躍推進計画】
⑴ 雇用機会及び待遇における男女平等の環境整備の促進
⑵ 女性の職業能力発揮のための支援
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
⑴ 多様なライフスタイルに対応できる子育て支援の充実
⑵ 家事・育児・介護における男女のパートナーシップの確立
基本目標Ⅲ
誰もが安心して暮らせる社会づくり
7 防災分野における男女共同参画の推進
⑴ 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上
8 あらゆる暴力の根絶【国富町ＤＶ対策基本計画】
⑴ 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化
⑵ 相談窓口や相談体制の周知と充実
9 人権の尊重と自立への支援
⑴ 人権が尊重される社会環境の整備

第３章　計画の内容

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の基盤づくり

１　男女共同参画の推進に向けた意識づくり

【現状と課題】

急速な少子高齢化に伴い家族形態や地域社会のあり方が変わり、グローバル化により社会経済環境が急激に変化しています。持続可能な多様性に富んだ活力ある社会を構築し、一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、性別にかかわりなくその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

しかしながら、様々な法律や制度の整備が進められ、男女平等の取組がなされているものの、依然として性別に基づく役割分担意識や社会制度・慣行による男女の不平等感は根強く残っています。このような考え方は、女性のみならず、男性にとっても多様な生き方を選択する上での障害になっています。性別役割分担意識を解消することは誰もが暮らしやすい社会の実現に結び付くということを啓発する必要があります。

県が令和２年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」という『賛成派』は約１割（10.2%）、「反対」「どちらかといえば反対」の『反対派』は約６割（62.6%）となっています。時系列でみても、年々『反対派』が多くなり意識改革が進んでいることがうかがえますが、依然として『賛成派』の意識が根強く残っていることも事実です。

また、「男女の平等感」については、生活の様々な場面で男性が優遇されていると感じている人の割合が高く、「政治の場」で 67.0%、「社会通念・慣習・しきたりなど」では 66.4%の人が男性優遇と感じています。「社会全体」としては、平等であると感じている人は 15.2%と依然として低い数値となっていることがうかがえます。

町民一人ひとりの意識の涵養を図ることは、男女共同参画社会形成に向けた基盤となります。家庭、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女が互いを尊重し、対等なパートナーとして参画できるよう、私たちを取り巻く慣習・慣行について男女共同参画の視点からの意識づくりを図るとともに、広報啓発活動、情報提供を推進し理解を広げ、さらに深まるような働きかけが必要です。

※ジェンダー：生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的な役割として形成された性別。

【施策の基本的方向】

⑴　男女共同参画の視点からの慣習・慣行の見直し

〇家庭、学校、地域、事業所、行政等のあらゆる分野で、中立でない慣習・慣行についての見直しに努めます。

〇家庭、地域、社会等における男女共同参画及び人権問題に関する講座・講演会等を開催し、男女共同参画や人権等について考える機会の提供に努めます。

〇町職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立つとともにジェンダー※（社会的・文化的に形成された性別）にとらわれない意識を持ち、業務を進めるよう努めます。

〇男女共同参画及び女性問題に関する調査等を行い、社会情勢の変化や町民のニーズに即した施策を展開します。

⑵　広報啓発活動の推進

〇町が主催する様々な行事・イベント、町が発行する広報紙をはじめとする刊行物などを通して、町民の男女共同参画への意識づくりを進めます。

〇ホームページやＳＮＳなどの積極的な活用による情報発信の強化に努めます。

〇男女共同参画に関する情報の収集と町民及び町職員に対する情報提供・研修等に努めます。

〇男性や若い世代の理解と参画促進を意識した広報・啓発を推進します。

男女の役割分担意識についての考え方

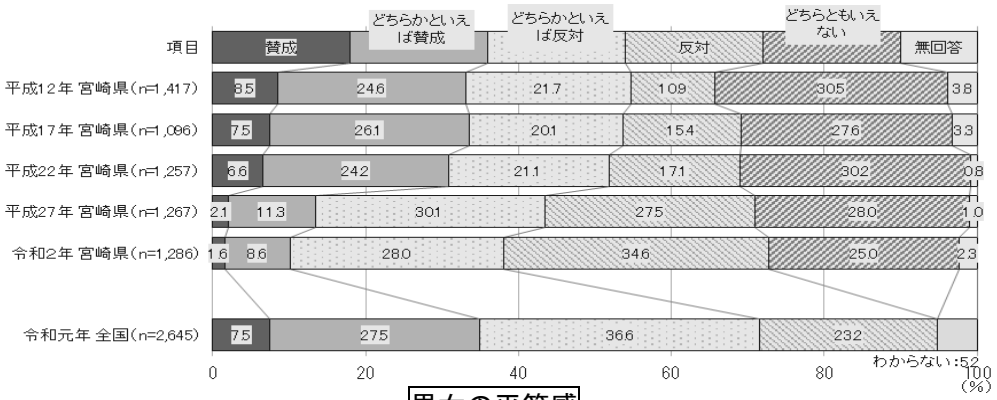

男女の平等感

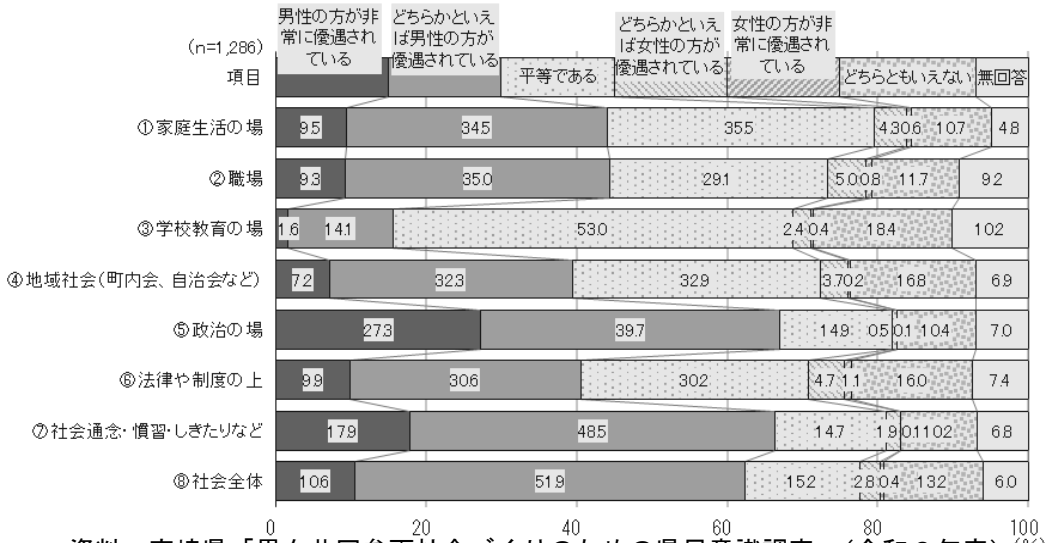

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

２　男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

家庭教育、学校教育、社会教育等は、人間形成の基礎となるものであり、男女共同参画社会づくりの大きな役割を担います。

「県民意識調査」では、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」という考え方に、全体では賛成が約４割（42.3%）、反対が約２割（22.3%）と平成２７年度と比較すると反対派の割合が上昇していることが分かります。また年齢別にみると、若い年代では反対派が多く、年齢が上がるにつれて賛成派が多くなる傾向がみられます。年々若い年代からジェンダーにとらわれない考え方が広がっていることがうかがえます。

次代を担う子どもたちが「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持ち、それぞれの個性と能力を発揮し成長していくために、子どもの頃からその発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努めることが必要です。また、今後も性別によって子どもを区別するのではなく、生き方の選択や可能性を広げるような学習機会の充実が求められます。そのため、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供も必要です。

これまでの取組を継続するとともに、教育現場での人権尊重を基盤とした男女平等意識の醸成のため、すべての領域において男女共同参画の視点を踏まえて行われることが重要です。

男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい（時系列）

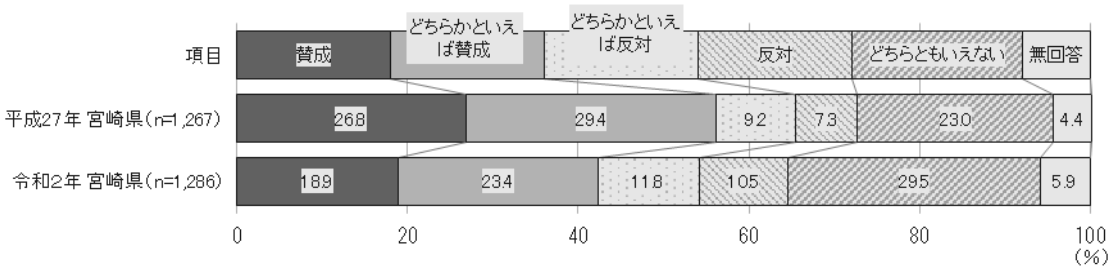

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

【施策の基本的方向】

⑴　家庭教育・生涯学習の充実

〇家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担うことを促進するための学習機会の提供に努めます。

〇町内事業所や自営業者等に対して、特に男性が家庭教育に関わることのできる労働条件の改善を啓発します。

〇町が実施する学習・スポーツ・レクリエーション・文化活動などの各種講座において、性別にかかわりなく、人生それぞれの段階に主体的で多様な選択のできる活動を推進します。

⑵　学校教育の充実

〇男女の性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性を尊重した教育を推進します。

〇男女平等教育の定着、教職員の男女共同参画意識の醸成を図るため、指導体制の改善工夫や教職員の意識づくりの啓発を推進します。

⑶　社会教育の推進

〇町内の様々な行事・イベントの開催や地域活動の実施に当たって、男女共同参画の視点に立った企画・運営の啓発に努めます。

〇関係各課と各種団体との連携を図り、男女共同参画社会づくりへの啓発を推進します。

男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい（年齢別）

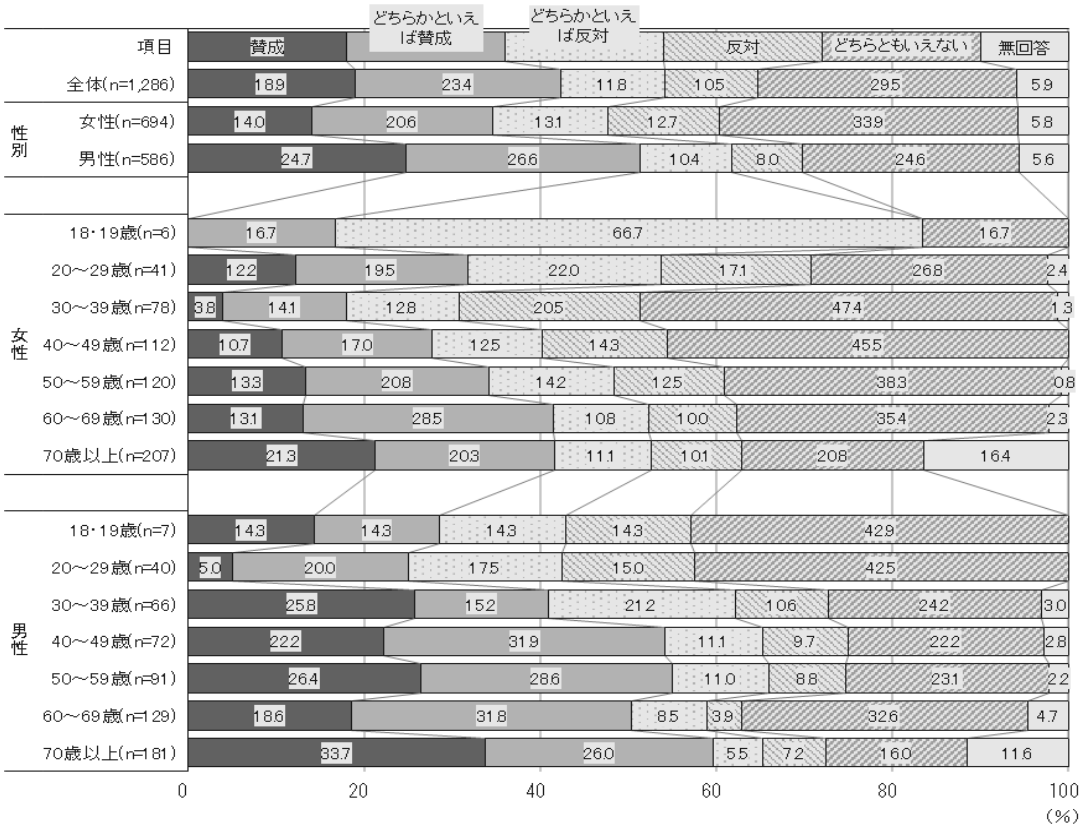

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

３　社会活動への男女共同参画の推進

【現状と課題】

人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域活動への参画や社会生活の様々な場面で町民相互の連携や助け合いなどが希薄となりつつあります。また、地域活動の担い手の確保や高齢化が課題となっています。地域の多様化する課題やニーズに対応していくためにも、性別や年齢は多様であることを認識し、役割が固定化されることがないようにすることが重要です。

本町において、区長に占める女性の割合は 4.8%となっており、女性の参画状況からみると地域活動にける女性の参画が少ないことが分かります。

住民参画のまちづくりが求められている今日、本町においても、生きがいや心の豊かさを求めて、スポーツサークル活動や文化活動、婦人会、自治会、子ども会などの地域活動、ボランティア活動などを通じて様々な社会活動に参加する人が増えてはいるものの、まだ広がりに乏しいことから、今後も『人がつながる・未来につながる・元気なまち国富』に向けてあらゆる角度から社会活動への参加・参画を支援する必要があります。

また近年、地方の価値や魅力が再認識されるようになり、都市と地方の往来や、地方に移住・定住するなどの「田園回帰」の動きもみられます。こうした社会や意識の変化を踏まえ、地方とのかかわりを希望するあらゆる人の積極的な受け入れができるような環境整備が必要です。

【施策の基本的方向】

⑴　男女共同参画社会推進団体及びグループ等の育成

〇様々な地域活動における固定的な性別役割分担意識の変革を啓発します。

〇町内の団体やグループ等が行う自主活動に対し、男女共同参画の意識づくりの啓発を推進します。

〇各種団体活動に対し、男女共同参画に関する情報提供や活動支援に努めます。

⑵　地域リーダー・人材の育成

〇県等が実施する男女共同参画の地域づくり事業等を活用して、町内の男女共同参画推進リーダー・地域推進員の養成を推進します。

〇男女共同参画社会づくりを推進するために、講演会等を開催し人材育成に努めます。

基本目標Ⅱ　男女共同参画社会の環境づくり

４　政策・方針決定過程への女性参画の拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現していくためには、家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女が対等な立場で共に政策や方針決定過程に参画し、多様な視点・発想を取り入れていくことが重要です。近年、女性の社会参画は進んできたものの、その基盤となる政策・方針決定過程への参画は依然として少ない状況にあります。

本町においても、令和３年４月１日現在で、町議会では１３名中２名（15.4%）、委員会等では３４名中６名（17.6%）、審議会等では１７４名中２９名（16.7%）で、女性の占める割合は男性に比べて低い割合となっています。

また、町政を担う職員については、町職員全体では女性が１５４名中４７名（30.5%）と約３割を占め､政策決定に直接かかわる女性管理職(係長級以上)は５６名中３名(5.4%)と、数値の改善は見られるものの依然として低い水準にあります。

今後も、あらゆる分野の政策・方針決定に、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の参画を積極的に進める必要があります。

町議会議員・委員等の女性の登用状況（人，%）

町議会議員・委員等名	総数		うち女性委員数		女性委員割合	
	H24	R３	H24	R３	H24	R３
国富町議会議員	13	13	1	2	7.7	15.4
教育委員会委員	5	5	2	2	40.0	40.0
選挙管理委員会委員	4	4	2	2	50.0	50.0
公平委員会委員	3	3	1	0	33.3	0.0
監査委員	2	2	0	0	0.0	0.0
農業委員会委員	18	17	0	2	0.0	11.8
固定資産評価審査委員会委員	3	3	0	0	0.0	0.0
合　　計	48	47	6	8	12.5	17.0

委員会は地方自治法１８０条の５に基づくもの。

【施策の基本的方向】

⑴ 審議会や委員会等への女性参画の拡大

〇多様な視点からの意見が平等に町政に反映されるよう、公募など幅広い選出方法を検討し、審議会や委員会などへの女性の積極的改善措置（ポジティブ・アクション※）の活用を推進します。

〇町職員一人ひとりが男女共同参画社会意識を持って業務の遂行ができるよう、研修機会等の充実に努めます。

⑵ 女性の意識改革・エンパワーメント※への支援

〇性別にかかわらず管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成ができるような研修機会の充実に努めます。

〇男女共同参画社会の実現に向けて、教養や知識を高め、女性が自信を持って公の場に積極的に参加できるような講座・学習会・研修会・講演会などの開催支援に努めます。

〇町内の事業所、教育機関、各種機関・団体等における女性の能力発揮のための積極的な取組（ポジティブ・アクション）への広報・啓発に努めます。

審議会等の女性の登用状況（人，％）

審議会・委員等名	総数		うち女性委員数		女性委員割合	
	H24	R３	H24	R３	H24	R３
市町村防災会議委員	15	16	0	0	0.0	0.0
民生委員推薦会委員	7	7	2	2	28.6	28.6
国保運営協議会委員	6	6	0	0	0.0	0.0
青少年問題協議会委員	18	17	2	1	11.1	5.9
交通安全対策会議委員	5	7	1	0	20.0	0.0
社会教育委員会委員	5	5	1	2	20.0	40.0
図書館協議会委員	8	8	4	3	50.0	37.5
文化財専門委員会委員	5	4	0	0	0.0	0.0
都市計画審議会委員	10	10	1	1	10.0	10.0
国民保護協議会委員	30	31	2	2	6.7	6.5
安全なまちづくり推進協議会委員	19	18	1	1	5.3	5.6
特別職報酬等審議会委員	7	7	1	1	14.3	14.3
学校給食専門委員会委員	9	9	9	8	100.0	88.9
人権擁護委員	5	5	2	2	40.0	40.0
下水道事業運営審議会委員	12	12	3	3	25.0	25.0
水道事業料金等審議会委員	12	12	3	3	25.0	25.0
合　　計	173	174	32	29	18.5	16.7

審議会は地方自治法２０２条の３に基づくもの。

※ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的措置。

※エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

５　働く場における男女共同参画と女性活躍の推進　　【国富町女性活躍推進計画】

【現状と課題】

少子高齢化による労働人口の減少が進む中で、女性の就業は経済の活性化に大きく貢献しています。

女性の職場進出が進む中、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律※、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律※改正などにより、働く女性のための法整備が進められてきました。しかし、女性の多くは妊娠・出産といった大きなライフイベントがあり、希望する働き方での再就職が困難な傾向があります。

また、一次産業に従事する女性は実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、職場と家庭の区別がしにくいため、労働報酬や休日、労働時間などの面で正しく評価されていない傾向にあります。

「県民意識調査」の「職場での男女の平等感」の設問について、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」と回答した人の割合が約４割（44.3%）と、平成２２年度調査時（47.6%）と比較しても依然として高い数値のまま推移していることがうかがえます。

これらを解決することは、子育て中の女性に限らず、障がい者や介護者など多様な状況下にある人に対し柔軟に対応できることとなり、結果的に誰もが働きやすい職場環境になるといえます。

このように状況を改善していくためには、固定的な社会通念による女性の就業分野の見直しを進めるとともに、女性に対する積極的な雇用機会の提供、仕事と家庭の両立ができるような雇用環境の整備を進めるとともに、町民への労働関連情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努める必要があります。また、経済の活性化につながる女性の役割を再認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても、男女が均等な機会の下で活躍できるような取組を進める必要があります。

【施策の基本的方向】

⑴　雇用機会及び待遇における男女平等の環境整備の促進

〇町職員がその能力を十分発揮し、町政に参画できるよう職員配置や職務分担、管理職登用等に性別による偏りが生じないよう、男女の雇用機会均等に努めます。

〇事業主、労働者等に対して、男女雇用機会均等法や育児休業制度、介護休業制度が円滑に活用されるよう、趣旨・内容の理解、履行確保を促進し啓発に努めます。

〇農業経営における女性の役割・地位の明確化、労働の適正評価等を図る上で有効な家族経営協定※の締結を促進します。

〇テレワークの推進やＩＴ技術等を活用し、誰もが働きやすい環境整備の推進に努めます。

⑵　女性の職業能力発揮のための支援

〇雇用・就業形態が多様化する中で、就業者が価値観やライフスタイル等に応じた、多様で柔軟な働き方を選択できるように関係機関と連携して情報提供に努めます。

〇女性がその能力を十分に発揮できるように、労働に関する学習機会の情報提供に努めます。

職場での男女の平等感

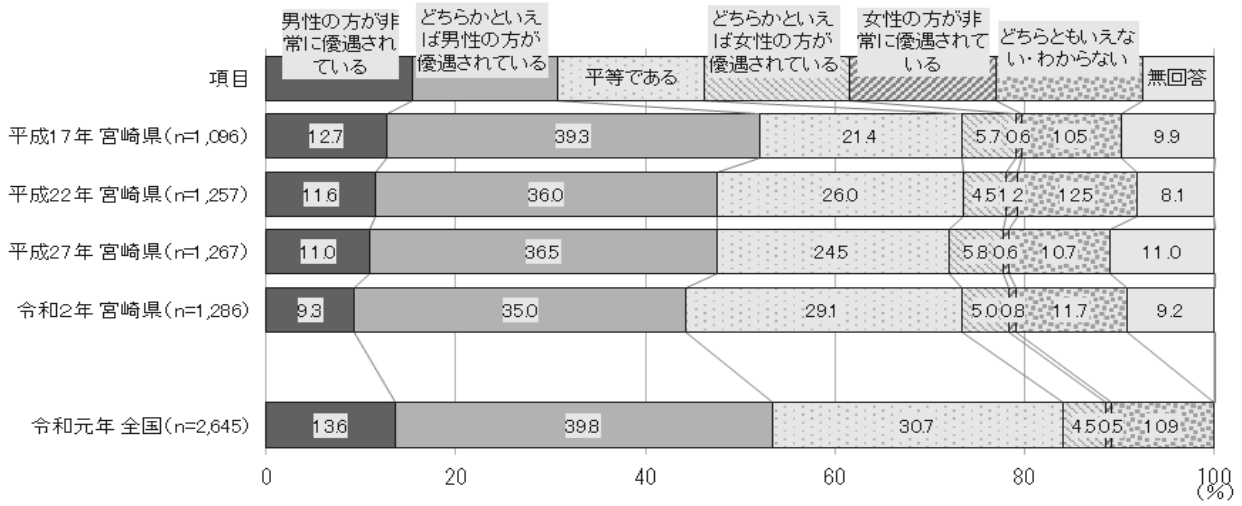

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

※雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。

※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業表）：育児や介護のための休業制度について定める法律。

※家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

６　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

女性の就業率が年々上昇し、活躍の場が少しずつ広がる一方、家事や育児、介護等における役割負担は依然として大きく、仕事と両立しながら能力を発揮することが難しいのが現状のようです。また、男性にとっても労働中心の慣行が、家事・育児・介護等への参画の障害となっています。

「県民意識調査」の「夫婦の役割分担状況」では、ほとんどの項目で女性に負担が偏っている状況が見られます。「仕事と生活のバランスの希望と現状」では、「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる・させている」（希望 32.6%、現状 19.0%）で 13.6 ポイントと差が開いている状況です。

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家事・育児に携わる時間が増えたことで、より女性に負担が偏る状況となりましたが、一方で、短時間勤務や時差出勤の活用、テレワークの導入などが進み、多様な働き方の可能性も広がりつつあります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動等を通じた自己実現を可能にするとともに、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえでも重要なものです。

多様な生き方を尊重し、性別を問わず家庭と仕事を両立させ、健康でいきいきと暮らしていくためにも、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりや男女のパートナーシップを確立していくことが重要です。

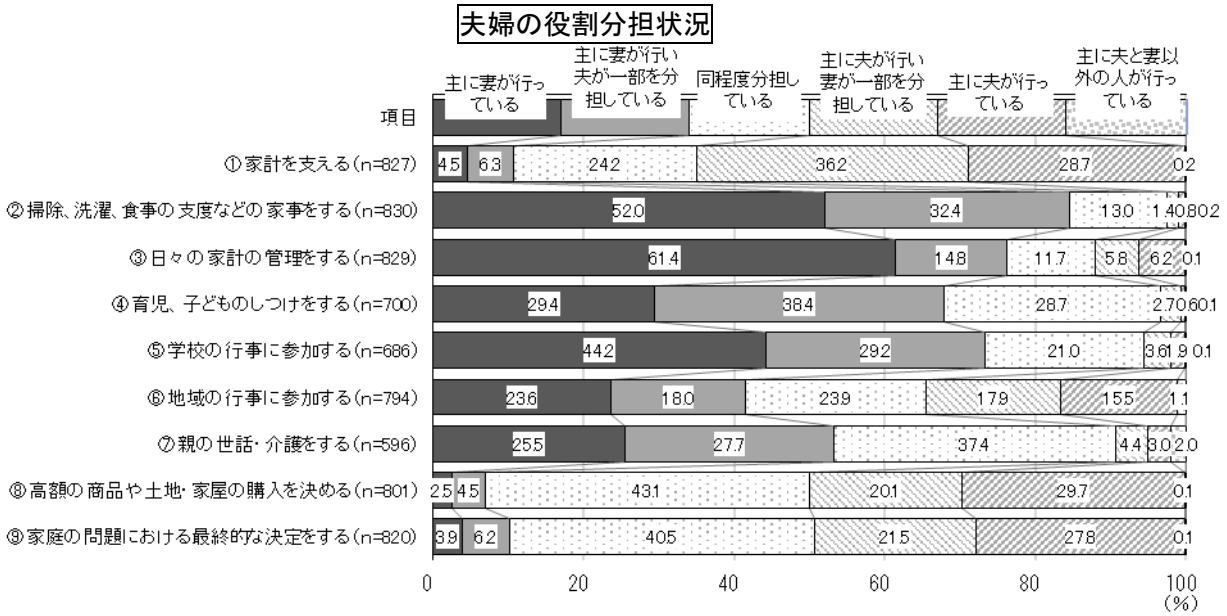

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

【施策の基本的方向】

⑴　多様なライフスタイルに対応できる子育て支援の充実

〇保育サービスのさらなる充実、保育に関する相談・支援体制の充実、保育施設の整備及び保育料負担の支援など、家庭における育児負担の軽減を図ります。

〇事業所内における保育環境の充実を支援し、事業主、労働者に対して育児休業制度や介護休業制度が円滑に活用されるよう理解を促し、啓発に努めます。

〇子育て支援センターや児童館の運営の充実による子育て支援に努めます。

⑵　家事・育児・介護における男女のパートナーシップの確立

〇家庭内における男女平等意識を高め、男性が積極的に育児に取り組めるための研修や講演会の開催に努めます。

〇家庭内の子育てに関する問題や悩みを解決するための相談体制の充実に努めます。

〇男女が協力しながら子育てに参画する意識の醸成を図るために、町の刊行物などで、子育てに関する情報を広く提供します。

仕事と生活のバランスの希望と現状

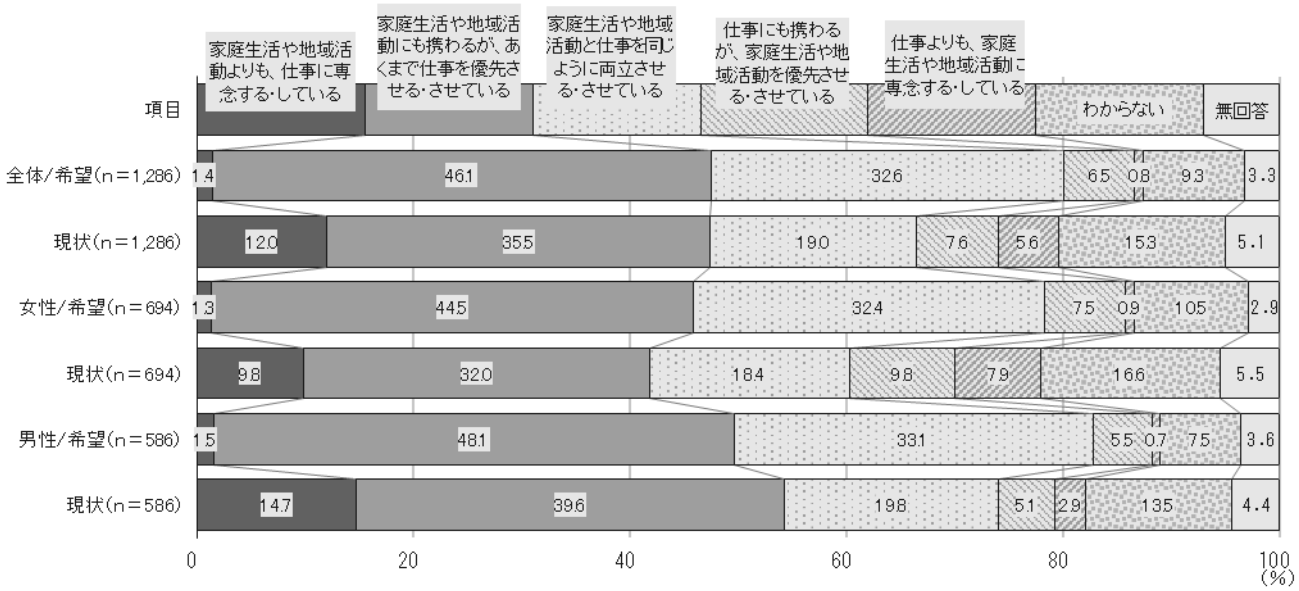

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

基本目標Ⅲ　誰もが安心して暮らせる社会づくり

7　防災分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、少しでも被害を抑えるためには、社会要因による災害時の困難を最小限にし、住民に安心感を持たせる取組が必要になります。

なかでも、災害弱者となりうる女性の視点からの災害対応が、防災や減災、災害に強い社会につながる大きなカギとなります。

また、近年の災害における様々な経験により防災分野の政策・方針決定過程への女性参画拡大の社会的要請が高まっています。

このことから、防災や復興にかかる意思決定の場に女性が参画することや、多角的な方向から事前の備え、避難所運営、被災者支援などに、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が必要です。

【施策の基本的方向】

⑴　男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上

〇あらゆる視点を取り入れた適切な避難所運営や被災者支援が行われるよう、町職員、防災関係者に対する意識啓発を図ります。

〇消防団、自主防災組織等における活動への女性の参画を推進します。

〇相互支援ネットワーク※を活用し、災害時における物や人の動き、情報の収集や提供等を行い、見落とされがちな女性や子ども等への支援に努めます。

〇防災に関する女性の研修機会の確保に努めます。

※相互支援ネットワーク（相互支援ネット）：男女センター、男女共同参画所管課を結ぶ全国ネットワーク。大規模災害時には、支援ニーズと支援ソースのマッチング、リアルタイムでの情報共有、専門家の派遣や助言などを受けることができる。平常時は、男女共同参画の視点からの防災・災害対応に役立つ情報を共有するネットワークとなる。

８　あらゆる暴力の根絶　　【国富町ＤＶ対策基本計画】

【現状と課題】

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するもので、いかなる理由があっても決して許されるべきものではありません。

配偶者やパートナーからの暴力（身体的、精神的、性的、社会的、経済的暴力）を受けることは男女に関わらずありますが、特に女性が被害者になることが多く、その要因として社会的・構造的な問題の存在も考えられ、男女共同参画社会を形成していく上でその克服に取り組むことが重要となります。

配偶者・パートナーからのあるゆる暴力は、それを容認する社会通念、経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。また、当事者が相談や届出ることに抵抗感があり、潜在化することが多く、さらに家庭内の問題については、外から発見されにくい傾向があることから、命に関わる問題であるにもかかわらず見落とされてしまうこともあり重大な社会問題となっています。

また、情報化社会の進展に伴い、性差別を助長する表現や内容、暴力的表現など人権に配慮を欠いた情報等も依然として少なくありません。近年、ＳＮＳなどインターネットを利用した暴力も多種多様化しています。

「県民意識調査」では、「配偶者から何らかの暴力を受けたことがある」と答えた人では、女性が約３割（33.7%）、男性は約２割（21.5%）存在することが分かります。また、「暴力を受けた時の相談先」は「どこ（だれ）にも相談しなかった」（53.1%）が最も高く、相談しなかった理由として、「相談するほどのことでもなかった」（42.4%）との回答が全体で最も多い結果となり、いかにＤＶの問題が潜在化しやすい傾向にあるかが分かります。

あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を許さない人権意識及び社会意識の啓発、ＤＶ防止、被害者の相談・支援・保護体制の充実を図る必要があります。

配偶者からの暴力を受けた経験の有無

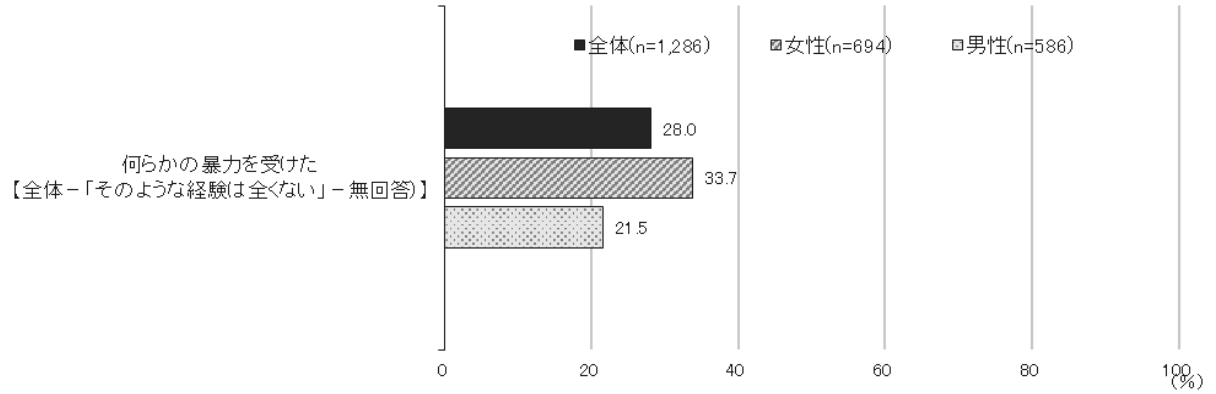

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

※ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的・精神的・性的・経済的暴力などがある。

【施策の基本的方向】

⑴　配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化

〇ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント等の問題に関する認識の広がりや人権が侵害されることのない社会づくりに向けて、広報紙などを通して、人権尊重に対する意識啓発に努めます。

〇性の商品化や児童ポルノなど、不適切な性環境の改善を図り、あらゆる暴力の発生を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

〇町の刊行物にとどまらず、事業所・団体等が発信する広報等に対しても、人権尊重の視点に立ち、性差別的な表現をなくすための自主的な取組の促進に努めます。

⑵　相談窓口や相談体制の周知と充実

〇関係機関や自主防災組織と連携して、地域安全情報を提供するなど、防犯対策の強化に努めます。

〇関係機関との連携による対策を講じるとともに、プライバシーや被害者の心情に配慮した相談窓口の整備など、相談機能の充実に努めます。

〇被害者の生活再建に向け、支援制度などの情報提供や関係機関との連携強化に努めます。

配偶者からの暴力を受けた時の相談先

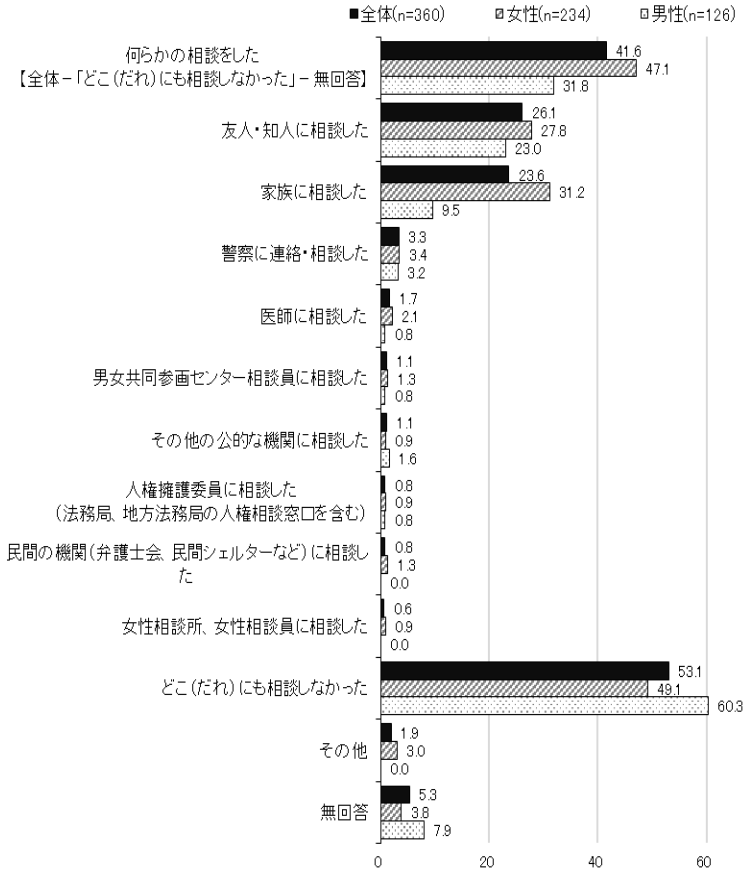

相談しなかった理由

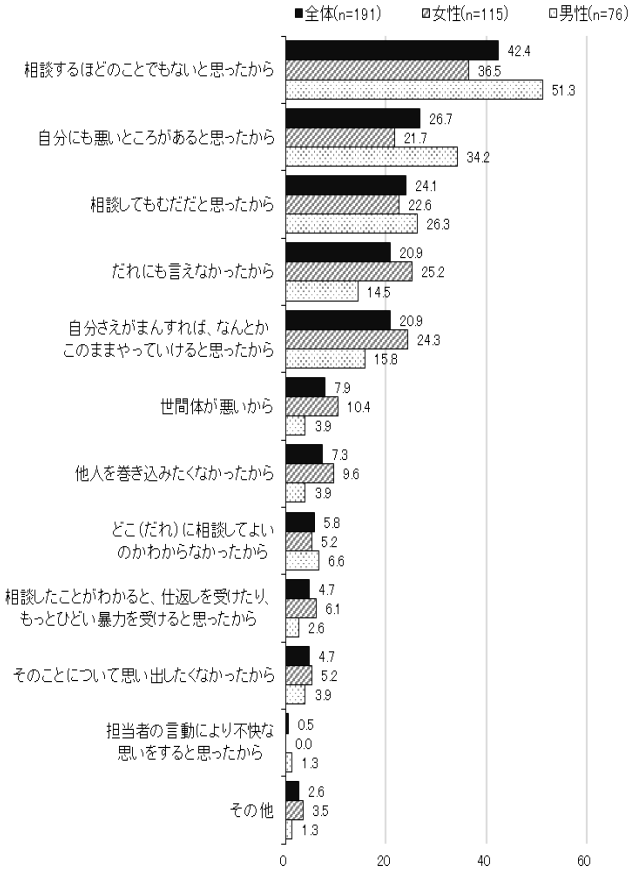

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

９　誰もが生きやすい社会に向けた支援

【現状と課題】

高齢化や単身世帯・ひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化など、社会情勢が変化する中で、幅広い年齢層の人たちが困難を抱えるようになっています。

特に女性は妊娠や出産など、男性と異なった健康上の問題に直面することも勘案し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する取組が必要です。またＬＧＢＴＱ※などの性的少数者である人々に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

また、高齢化は進行し町全体の約４割程度（36.6%）を占め、今後さらなる高齢化によって、介護を必要とする人の増加が予想されます。

「県民意識調査」では、「夫婦の役割分担」の「親の世話・介護」の設問では、「主に妻が行っている」・「主に妻が行い夫が一部を分担している」が半数以上を占め（53.2%）、介護負担の多くを女性が担っている状況がうかがえます。

あらゆる人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる男女共同参画の推進のためには、様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

さらに、出生率の低下による世帯構成の縮小や社会経済環境の変化、核家族化の進行などに伴う家庭内における介護機能低下が、老後生活における不安要素となっています。死別や離婚などで母子・父子・寡婦世帯も増加傾向にあり、その多くは経済的、精神的にも不安や悩みを多く抱えており、これらを解消するための有効な施策を展開していくことが重要となります。

夫婦の役割分担状況

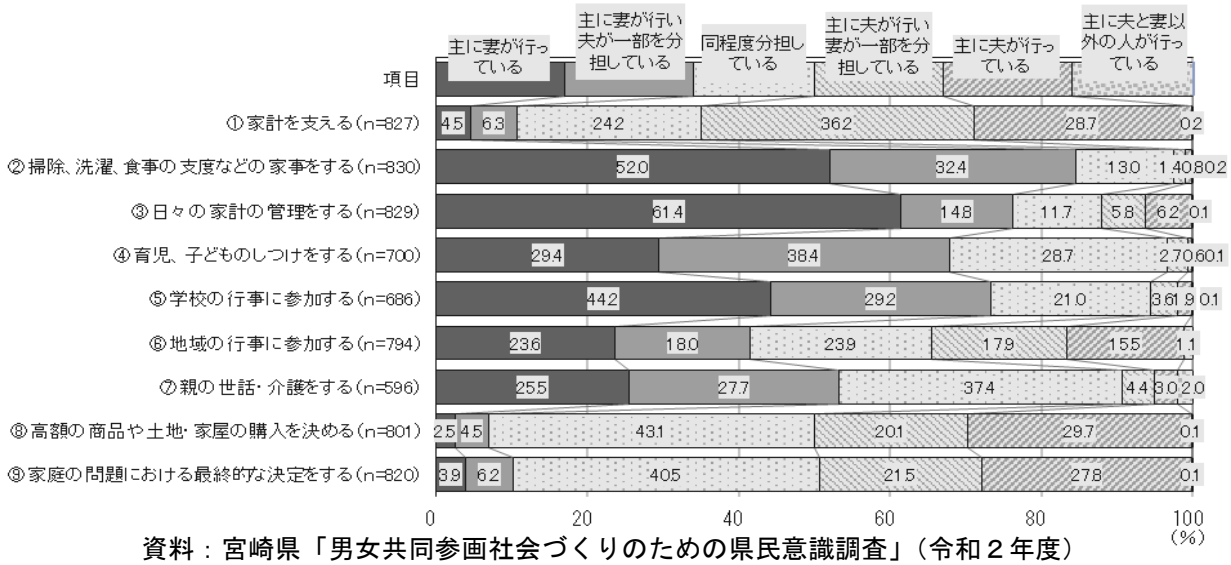

資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（令和２年度）

【施策の基本的方向】

⑴　人権が尊重される社会環境の整備

〇介護に関わる知識や技術を学ぶ講座・教室を開催し、特に男性の参加を促進し、介護に携わる人材育成や介護保険制度の円滑な運営に努めます。

〇事業主や労働者に対して介護休業制度が円滑に活用されるよう啓発に努めます。

〇ひとり親世帯でも経済的・社会的に自立していけるよう、親の医療費助成、児童扶養手当などの制度事業の普及に努めます。

〇障がいのある子どもの心身の発達を促す障がい児保育や、家族の精神的負担への配慮などに努めます。

〇高齢者を対象とした講座・講演会等の開催やスポーツ、文化活動、レクリエーションなどの参加・活動の場を設け、高齢者の体力維持や引きこもり防止、生きがいづくり等の環境整備等に努めます。

〇高齢者クラブの育成やシルバー人材センター、社会福祉協議会の活性化や連携を図ることにより、高齢者の社会参画やボランティア活動、就業意欲の高揚に努めます。

〇性的指向や性同一性障害などを理由とする差別や偏見の解消に努め、教育・啓発活動を推進します。

〇年齢や性別、障がいの有無、国籍など個人の特性にとらわれず、誰もが生活しやすいユニバーサルデザイン※の普及啓発に努めます。

〇現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制の充実に努め、ライフステージに応じた心の健康づくりなどに努めます。

〇生理の貧困※など、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談体制を整備するとともに、その自立を支援します。

〇外国人への多言語対応による情報提供など、国籍に関わらず誰もが安心して暮らせる環境の整備に努めます

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖に関する健康と権利。１９９４年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の１つとして認識されているもの。

※ＬＧＢＴＱ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）など、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。

※ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすい施設・製品・情報の設計（デザイン）。

※生理の貧困：経済的な理由などから生理処理用品を入手することが困難な状態にあること。

第４章　計画の推進体制

１　庁内推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、広範多岐にわたるため、施策の企画、立案、実施における庁内関係各課の相互連携・連絡調整に取り組みます。

２　国・県・関係機関との連携

本計画の推進にあたって、国・県や近隣市町村及び関係各種機関等との一層の連携を図り、基本目標の達成に向けて取り組みます。

３　町民・事業所・各種活動団体との連携

男女共同参画社会の推進は、行政のみで実現できるものではなく、町民一人ひとりや事業所、団体等の理解と積極的な参画によって成り立つものです。

計画の効果的な推進のために、行政・事業者・各種活動団体・グループ等との連携を確立し、情報提供のさらなる充実とともに地域の声を反映させる機会づくりに努めます。

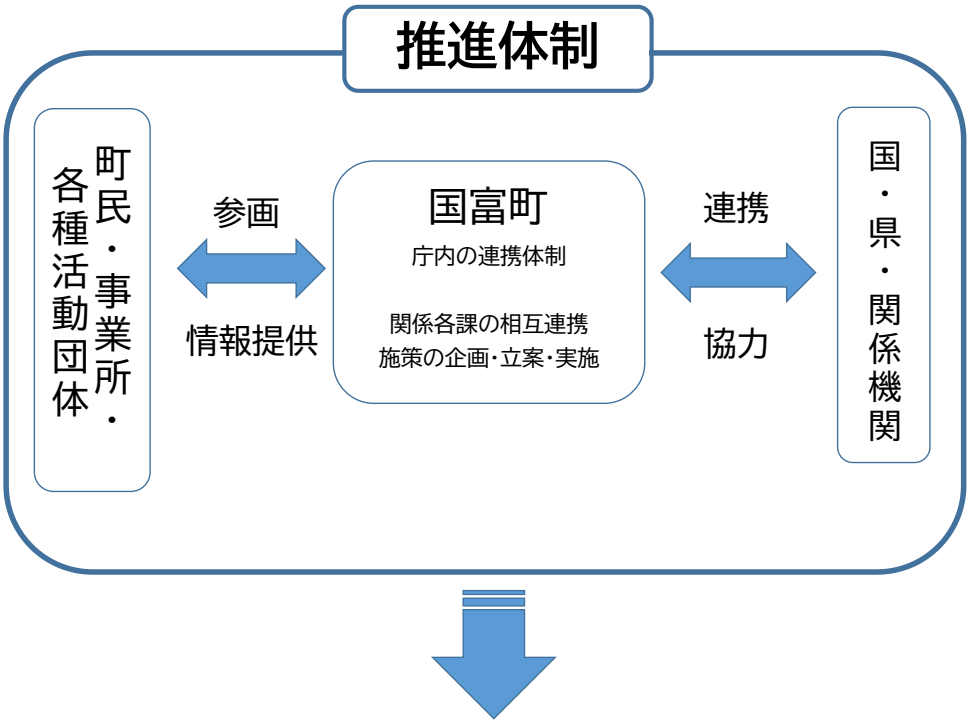

参考資料

男女共同参画社会基本法

（平成１１年６月２３日法律第７８号）

最終改正：平成１１年１２月２２日法律第１６０号

目次

前文
第１章　総則（第１条～第１２条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第１３条～第２０条）
第３章　男女共同参画会議（第２１条～第２８条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定の共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民

間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第１４条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第１６条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第１７条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第１８条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第１９条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第２０条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第２１条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所握事務）

第２２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第１３条第３項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第２３条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）

第２４条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第２５条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。

３　第１項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。

４　第１項第二号の議員は非常勤とする。

（議員の任期）

第２６条　前条第１項第二号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は、その所握事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所握事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成２７年９月４日法律第６４号）

最終改正：令和元年６月５日法律第２４号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　基本方針等（第５条・第６条）
第３章　事業主行動計画等
第１節　事業主行動計画策定指針（第７条）
第２節　一般事業主行動計画等（第８条―第１８条）
第３節　特定事業主行動計画（第１９条）
第４節　女性の職業選択に資する情報の公表（第２０条・第２１条）
第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第２２条―第２９条）
第５章　雑則（第３０条―第３３条）
第６章　罰則（第３４条―第３９条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第２条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

２　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

３　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重さ

れるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第５条第１項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第４条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第２章　基本方針等

（基本方針）

第５条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前３号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第６条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第３章　事業主行動計画等

第１節　事業主行動計画策定指針

第７条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第１項に規定する一般事業主行動計画及び第１９条第１項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以

下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

２　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

３　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第２節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第８条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が３００人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

５　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

６　第１項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

７　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

８　第３項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第４項から第６項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第９条　厚生労働大臣は、前条第１項又は第７項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の

実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第１０条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第１４条第１項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第１１条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第９条の認定を取り消すことができる。

一　第９条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第９条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第１２条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１３条の２に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２９条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第１３条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第８条第１項及び第７項の規定は、適用しない。

２　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも１回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第１４条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

２　第１０条第２項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第１５条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第１２条の認定を取り消すことができる。

一　第１１条の規定により第９条の認定を取り消すとき。

二　第１２条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第１３条第２項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第１２条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第１６条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が３００人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和２２年法律第百４１号）第３６条第１項及び第３項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

２　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

３　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

４　承認中小事業主団体は、第１項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

５　職業安定法第３７条第２項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第５条の３第１項及び第４項、第５条の４、第３９条、第４１条第２項、第４２条第１項、第４２条の２、第４８条の３第１項、第４８条の４、第５０条第１項及び第２項並びに第５１条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第４０条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第５０条第３項及び第４項の規定はこの項において準用する同条第２項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第３７条第２項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第１６条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第４１条第２項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

６　職業安定法第２６条第２項及び第４２条の３の規定の適用については、同法第３６条第２項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第４２条の３中「第３９条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１６条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

７　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第２項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第１７条　公共職業安定所は、前条第４項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第１８条　国は、第８条第１項若しくは第７項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第３節　特定事業主行動計画

第１９条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

２　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

３　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第２号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

４　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

５　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

７　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第２０条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

２　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第２１条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第２２条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

４　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第２３条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第２４条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

２　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第２５条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第２６条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第２７条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第２２条第１項の規定により国が講ずる措置及び同条第２項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第２２条第３項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

３　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

４　協議会は、関係機関及び前２項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

５　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならな

い。

（秘密保持義務）

第２８条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第２９条　前２条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第５章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第３０条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第８条第１項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第７項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第３１条　厚生労働大臣は、第２０条第１項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第８条第１項に規定する一般事業主又は第２０条第２項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第８条第７項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第３２条　第８条、第９条、第１１条、第１２条、第１５条、第１６条、第３０条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第３３条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第６章　罰則

第３４条　第１６条第５項において準用する職業安定法第４１条第２項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３５条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

一　第２２条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第２８条の規定に違反して秘密を漏らした者

第３６条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。

一　第１６条第４項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第１６条第５項において準用する職業安定法第３７条第２項の規定による指示に従わなかった者

三　第１６条第５項において準用する職業安定法第３９条又は第４０条の規定に違反した者

第３７条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第１０条第２項（第１４条第２項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第１６条第５項において準用する職業安定法第５０条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第１６条第５項において準用する職業安定法第５０条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第１６条第５項において準用する職業安定法第５１条第１項の規定に違反して秘密を漏らした者

第３８条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第３４条、第３６条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第３９条　第３０条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、２０万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第３章（第７条を除く。）、第５章（第２８条を除く。）及び第６章（第３０条を除く。）の規定並びに附則第５条の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

（この法律の失効）

第２条　この法律は、平成３８年３月３１日限り、その効力を失う。

２　第２２条第３項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第４項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

３　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第２８条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

４　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第１項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第３条　前条第２項から第４項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第４条　政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成２９年３月３１日法律第１４号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第１条中雇用保険法第６４条の次に１条を加える改正規定及び附則第３５条の規定　公布の日

二及び三　略

四　第２条中雇用保険法第１０条の４第２項、第５８条第１項、第６０条の２第４項、第７６条第２項及び第７９条の２並びに附則第１１条の２第１項の改正規定並びに同条第３項の改正規定（「１００分の５０を」を「１００分の８０を」に改める部分に限る。）、第４条の規定並びに第７条中育児・介護休業法第５３条第５項及び第６項並びに第６４条の改正規定並びに附則第５条から第８条まで及び第１０条の規定、附則第１３条中国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第１０条第１０項第５号の改正規定、附則第１４条第２項及び第１７条の規定、附則第１８条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第１９条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３８条第３項の改正規定（「第４条第８項」を「第４条第９項」に改める部分に限る。）、附則第２０条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和５１年法律第３３号）第３０条第１項の表第４条第８項の項、第３２条の１１から第３２条の１５まで、第３２条の１６第１項及び第５１条の項及び第４８条の３及び第４８条の４第１項の項の改正規定、附則第２１条、第２２条、第２６条から第２８条まで及び第３２条の規定並びに附則第３３条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成３０年１月１日

（罰則に関する経過措置）

第３４条　この法律（附則第１条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第３５条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年６月５日法律第２４号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第３条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第４条の改正規定並びに次条及び附則第６条の規定　公布の日

二　第２条の規定　公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第５条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第６条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第７条　政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成１３年４月１３日法律第３１号）

最終改正：令和元年６月２６日同第４６号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等（第２条の２・第２条の３）
第２章　配偶者暴力相談支援センター等（第３条―第５条）
第３章　被害者の保護（第６条―第９条の２）
第４章　保護命令（第１０条―第２２条）
第５章　雑則（第２３条―第２８条）
第５章の２　補則（第２８条の２）
第６章　罰則（第２９条・第３０条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第２８条の２において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切

な保護を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第５条、

第８条の３及び第９条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第４条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第５条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治４０年法律第４５号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和２９年法律第１６２号）、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第１５条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの

暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（保護命令）

第１０条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第１２条第１項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第１８条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後１０時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥（しゅう）心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第１２条第１項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が１５歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第１２条第１項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の１５歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が１５歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第１１条　前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第１項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第１２条　第１０条第１項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第１０条第３項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第１０条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治４１年法律第５３号）第５８条ノ２第１項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第１３条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第１４条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

２　申立書に第１２条第１項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第１５条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総

監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第１２条第１項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

５　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第１６条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

４　前項の規定により第１０条第１項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

５　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

６　抗告裁判所が第１０条第１項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

７　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

８　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第１７条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第１０条第１項第一号又は第２項から第４項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した後において、同条第１項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

２　前条第６項の規定は、第１０条第１項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

３　第１５条第３項及び前条第７項の規定は、前２項の場合について準用する。

（第１０条第１項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第１８条　第１０条第１項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第１２条の規定の適用については、同条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同条第２項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第１９条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第２０条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第１２条第２項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第２１条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第２２条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第２３条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第２４条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第２５条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第２６条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第２７条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第３条第３項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第２８条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その１０分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の１０分の５以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第２項の規定により支弁した費用

第５章の２　補則

（この法律の準用）

第２８条の２　第２条及び第１章の２から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第２条	被害者	被害者（第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第６条第１項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第１０条第１項から第４項まで、第１１条第２項第二号、第１２条第１項第一号から第四号まで及び第１８条第１項	配偶者	第２８条の２に規定する関係にある相手
第１０条第１項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第２８条の２に規定する関係を解消した場合

第６章　罰則

第２９条　保護命令（前条において読み替えて準用する第１０条第１項から第４項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条　第１２条第１項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第２８条の２において読み替えて準用する第１２条第１項（第２８条の２において準用する第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の規定は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成１４年３月３１日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第１２条第１項第四号並びに第１４条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第３条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成１６年６月２日法律第６４号）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

２　旧法第１０条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第１０条第１項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第１８条第１項の規定の適用については、同項中「２月」とあるのは、「２週間」とする。

（検討）

第３条　新法の規定については、この法律の施行後３年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則　（平成１９年７月１１日法律第１１３号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附　則　（平成２５年７月３日法律第７２号）　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。

附　則　（平成２６年４月２３日法律第２８号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第２条並びに附則第３条、第７条から第１０条まで、第１２条及び第１５条から第１８条までの規定　平成２６年１０月１日

附　則　（令和元年６月２６日法律第４６号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、令和２年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第４条、第７条第１項及び第８条の規定　公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第４条　前２条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第８条　政府は、附則第１条第一号に掲げる規定の施行後３年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第６条第１項及び第２項の通報の対象となる同条第１項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第１０条第１項から第４項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第１項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、附則第１条第一号に掲げる規定の施行後３年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第１項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国富町男女共同参画計画策定協議会設置要綱

（設置）

第１条　本町における男女共同参画社会を目指す指針となる基本計画の策定にあたり、広く町民の意見を聴くため、国富町男女共同参画計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　協議会は、委員１４人以内をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

⑴　町民の代表

⑵　学識経験者

⑶　関係団体機関の職員

⑷　町の職員

（任期）

第３条　委員の任期は、国富町基本計画策定の日までとする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、企画政策課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年７月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１２月２４日から施行する。

国富町男女共同参画計画策定協議会委員（令和３年度）

会　長　　近藤　　恵
副会長　　中野　正裕

番号	氏　名	所属団体等	備　　考
1	近　藤　　恵	くにとみブリッジ	代表
2	黒　木　　凱　子	国富町婦人団体連絡協議会	会長
3	海老原　　千　浩	国富町教育委員	職務代理
4	徳　原　　美津子	国富町人権擁護委員	
5	飯　干　　富　生	国富町議会（総務厚生常任委員会）	委員長
6	中　野　　正　裕	区長会	会長
7	籾　木　　恵　子	なのはな会	代表
8	上　山　　由紀子	宮崎県男女共同参画地域推進委員	
9	横　山　　秀　樹	国富町副町長	
10	桑　畑　　武　美	国富町福祉課長	
11	菊　池　　潤　一	国富町町民生活課長	
12	佐　藤　　利　明	国富町社会教育課長	

事　務　局

番号	氏　名	職　　名	備　　考
1	大　矢　　雄　二	企画政策課長	
2	山　下　　玲	企画政策係長	
3	伊　藤　　孝	企画政策係副主幹	
4	吉　田　　千　春	企画政策係主事	

第３次国富町男女共同参画計画

発　行　　宮崎県　国富町
編　集　　国富町役場　企画政策課
〒８８０－１１９２
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄４８００番地
電　話（０９８５）７５－３１１１
ＦＡＸ（０９８５）７５－７９０３